

# 離婚届の書き方と注意

- 字体を崩さず、丁寧に記入してください
- 黒インク又は黒ボールペンで書いてください
- 消せるボールペンでは書かないでください

戸籍の記載どおりの字体で書いてください。

現在の住民登録をしている住所を書いてください。  
住所の変更をするときは住所異動の手続が必要です。

婚姻中の本籍を書いてください。

夫と妻のそれぞれの「実父母」の氏名を書いてください。  
養父母がいる場合は、養父母の氏名を書いてください。

離婚後も婚姻中の氏を続けて称する場合は、何も記入しないでください。  
※離婚届の他に、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。

離婚届		受理 令和 年 月 日			
令和 〇年 〇月 〇日 届出		第 号			
富山県砺波市長 殿		通知(送付) 令和 年 月 日			
		第 号			
		書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
		附 票	住 民 票	通 知	
(フリガナ) 夫 コウノ ヨシオ	妻 コウノ サチコ				
(1) 氏 名	甲 野 良 男	甲 野 幸 子			
生 年 月 日	平成 〇年 5月 5日	平成 〇年 3月 3日			
住 所	〇〇県 〇〇市 〇〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇町			
	一丁目2番3号	25番地1			
本 籍	〇〇県 〇〇市 〇〇〇 1111		番地		
(2) (外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名	甲 野 良 男			
父母及び養父母の氏名	夫の父 甲 野 富一	続き柄 長 男	妻の父 乙 川 豊夫	続き柄 二 女	
父母との続き柄	母 甲 野 松子		母 乙 川 和江		
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合は、その他の欄に記入してください)	養父	続き柄	養父	続き柄	
	養母	養 子	養母	養 女	
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	年 月 日 成立	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	年 月 日 認諾
(4)	<input type="checkbox"/> 調停	年 月 日 成立	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	年 月 日 認諾	
	<input type="checkbox"/> 審判	年 月 日 確定	<input type="checkbox"/> 判決	年 月 日 確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる			
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる			
未成年の子の氏名	〇〇県 〇〇市 〇〇町 25番地1		筆頭者の氏名	乙 川 幸 子	
父母双方が親権を行う子					
父(夫)が親権を行う子					
母(妻)が親権を行う子	甲 野 健、甲 野 花				
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てがされている子					
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれがどのようにしるしをつけてください。	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	

**記入の注意**

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

1 台湾  
2 ガレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき→調停調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

事件簿番号  電話番号: 〇〇〇〇(〇〇)1234

**【未成年の子がいる場合】**  
○子の親権について父母のどちらかまたは父母双方を選択し、該当する欄に子どもの氏名(フルネーム)を記入してください。  
※親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てをしている場合、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てがされている子」の欄に子どもの氏名(フルネーム)を記入してください。  
親権を指定する審判の確定又は調停の成立後に、親権者指定届をする必要があります。審判による場合は審判書謄本及び審判確定証明書、調停による場合は調停調書の謄本を添付し届出を行ってください。  
○親権者の定めについて真意に基づいて合意した旨にチェックをいれてください。  
※親権者を定めても子の戸籍に変動はありません。子を離婚後の親権者の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所の許可を得て「入籍届」の届出が必要です。

日中連絡のとれる電話番号を記載してください

(6) 同居の期間 平成 〇年 2月 から 令和 〇年 5月 まで

(7) 別居する前の住所 〇〇県 〇〇市 〇〇〇 一丁目 2 番地 3 号

(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と  
 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯  
 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯  
 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)  
 4.3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)  
 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯  
 6.仕事をしている者のいない世帯  
(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

(9) 夫妻の職業 夫の職業 妻の職業

その他

届出人署名(※押印は任意) 夫 甲 野 良 男 印 妻 甲 野 幸 子 印

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)

署 名 (※押印は任意) 丙 山 武 印 乙 川 政 江 印

生 年 月 日 平成 〇年 〇月 〇日 昭和 〇年 〇月 〇日

住 所 〇〇県 〇〇市 〇〇町 五丁目5番1号 〇〇県 〇〇市 〇〇町 100番地 〇〇マンション123号室

本 籍 〇〇県 〇〇市 〇〇町 321 番地 番 〇〇県 〇〇市 〇〇町 100 番地 番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。  
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。  
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。  
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について  
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について  
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について  
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。  
養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。  
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月又は同居を始めた年月のうち早い方を書いてください。

婚姻中の世帯の仕事を選んで該当する箇所に✓してください。

国勢調査の年のみ書いてください。

婚姻中の氏名でそれぞれ本人が自署してください。  
裁判離婚の場合は必ず申立人又は訴提起者が自署してください。

協議離婚の場合、成年者2名の証人が必要です。  
証人本人が自署してください。

**持参するもの**

○離婚届書 1通

○届出書を持参する方の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)

○裁判離婚(協議離婚以外)の場合、以下の添付書類が  
必要です。

(1) 調停離婚のとき 調停調書の謄本  
(2) 審判離婚のとき 審判書の謄本と確定証明書  
(3) 和解離婚のとき 和解調書の謄本  
(4) 認諾離婚のとき 認諾調書の謄本  
(5) 判決離婚のとき 判決書の謄本と確定証明書

**届出人**

○協議離婚の場合は夫婦双方です。  
○裁判離婚(協議離婚以外)の場合は調停もしくは裁判の申立人又は訴提起者です。

砺波市役所市民課 市民係  
〒939-1398 砺波市栄町7番3号  
TEL 0763-33-1538